

行政処分の種類	
上 申 の 理 由	
処分に対する意見	
参 考 事 項 (送致、刑事処分の意見など)	

【裏】

別記様式第 1 2号 (第 7条 関係)

指示書

第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9条第 1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 2 2条の 2第 1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3条第 1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法 (昭和 3 7年法律第 1 60号) に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に熊本県公安委員会 (熊本県警察本部交通指導課経由) に対し異義申立てをすることができます。

別記様式第 1 2 号の 2 (第 7 条関係)

指示書

第 年 月 日

殿

熊本県公安委員会



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条の規定により読み替えて適用される道路交通法第 5 1 条の 4 (同法第 7 5 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など駐停車違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県公安委員会 (熊本県警察本部交通指導課経由) に対し異議申立てをすることができます。